

2025年12月17日

お取引様 各位

タニコー株式会社

代表取締役社長 谷口秀一

約束手形・小切手取扱い停止について

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、政府の閣議決定を受け、産業界・金融界が連携して約束手形・小切手の廃止及び全面的な電子化へ向けた取り組みを進めております。
これを受け、弊社の電子化の取り組みとして、現行の約束手形・小切手から電子記録債権等へ移行し、全面的に紙手形・紙小切手の取扱いを停止いたします。
詳細は下記をご参照ください。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白

記

■受取（約束手形、小切手）：2025年12月末 受領分をもって受付停止

※大変申し訳ございませんが2026年1月以降、紙の受取手形・小切手の受領は致しかねます（振込又は電子記録債権等をご検討ください）

■支払（約束手形）：2026年1月末 発行分をもって発行停止

※約束手形、小切手の代替取引方法は電子記録債権等を想定しております。

【本件に対する問合せ先】

タニコー株式会社 経営監理部 財務課 zaimuka@tanico.co.jp

以上